

第3章

資料編

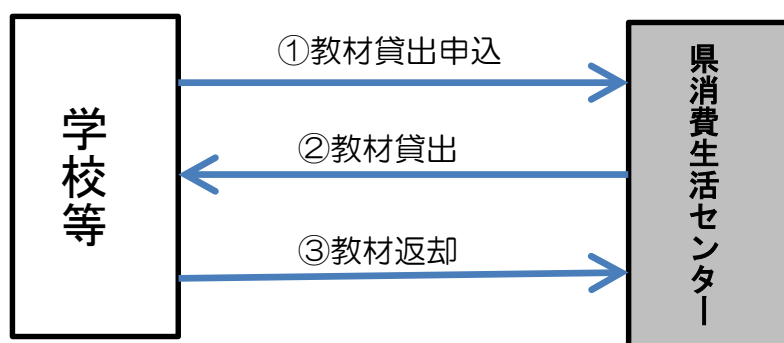


消費者教育・啓発用教材の貸出について

県消費生活センターでは、消費者教育・啓発のための教材として「DVD」、「消費者教育・啓発用教材等のイラストデータ」や「消費者啓発パネル」を一覧表（71ページから掲載）のとおり整備し、希望者に無料で貸し出しを行っています。消費者教育の授業の教材として、ぜひ御活用ください。

なお、貸出手続きで御不明な点は、県消費生活センター消費者教育・相談班（TEL 083-924-2421）にお問い合わせください。

【貸出手続】



①教材貸出 申込	<ul style="list-style-type: none"> ●「消費者教育・啓発用教材分類一覧表（若年者用）」や県消費生活センターHPに掲載されている消費者教材の貸出を希望される場合は、「消費者教育・啓発用教材貸出申込書」（68ページに掲載）に必要な事項を記入の上、県消費生活センターにファックス又はメール等で申し込んでください。 ●なお、貸出の申し込みは、<u>貸出を希望する日の3か月前</u>から受け付けます。 ●また、<u>一度に貸し出せる教材の本数は3本まで</u>となります。
②③教材の 貸出及び返却	<ul style="list-style-type: none"> ●教材の貸出及び返却は、<u>以下のいずれかの方法</u>により行います。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 県消費生活センターに直接受け取り及び返却を行う 2) 遞送を利用して、受け取り及び返却を行う 3) 借用者（学校等）の負担により業者等に運搬を依頼（宅急便等）し、受け取り及び返却を行う。なお、学校関係者の場合、受け取りに要する費用のみ、県消費生活センターが負担します。 ●教材の <u>貸出期間は、原則として1カ月以内</u> となります。

※貸出手続きの詳細は、別添「消費者教育・啓発用教材貸出要領」を御確認ください。

消費者教育・啓発用教材貸出要領

1 目的

この要領は、消費者被害の未然防止、消費者教育のための出前講座、講演会、研修等の充実を促進するため、県消費生活センターが保有する消費者教育、啓発用教材の貸し出しについて、必要な事項を定める。

2 貸出物品

消費生活に関する「DVD」、「パネル」、「消費者啓発活動プログラム」、タブレット型端末及びその付属品（以下「タブレット型端末等」という。）、その他（ゲーム等）とする。

3 貸出対象

消費者被害の未然防止、消費者教育等の目的で利用するもの。

ただし、タブレット型端末等については、直接貸し出すのは市町消費生活センターに限り、他の団体から貸出希望があった場合は、当センター職員が持参する。

4 貸出方法

(1) 消費者教育・啓発用教材の貸し出しを希望するもの（以下「借入者」という。）は、貸出申込書（様式）を県消費生活センターに提出するものとする。

(2) 貸出の予約については、貸出を希望する日から3か月前から受け付けるものとする。

(3) 県消費生活センターは、前項による申請が適当と認められるときは、借入者に対し消費者教育・啓発用教材を貸し出すものとする。

なお、DVDについては、貸出本数は原則として3本までとし、タブレット型端末等については、貸出一覧表により管理するものとする。

また、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(4) 借入者への消費者教育・啓発用教材の貸出は、原則として次に掲げる方法により行う。

ア 借入者が県消費生活センターから直接受け取り、直接返却を行う。

イ 逡送を利用して受け取り及び返却を行う。

ウ 借入者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借入者が学校関係者（学校教育法第一条に規定する学校等）の場合、借入者の受け取りに要する運搬費用のみ県消費生活センターが負担する。

(5) 借入者は、消費者教育・啓発用教材を返却する際は、使用状況

を記入の上、県消費生活センターへ提出するものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1か月以内とする。
ただし、県消費生活センターが認めた場合はこの限りではない。

6 貸出料金

無料とする。

7 損害賠償

- (1) 借用者の故意又は過失により、消費者教育・啓発用教材を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。
- (2) 消費者教育・啓発用教材を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県消費生活センターは、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

8 留意事項

- (1) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を個人的に使用してはならない。
- (3) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借用者は、消費者教育・啓発用教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (5) 県消費生活センターは、借用者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。
- (6) その他この要領に定めのない事項は、借用者と県消費生活センターが協議して決定する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。
なお、施行日前の借用の申し出についても、この要領を準用する。

附則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。
なお、施行日前の借用の申し出についても、この要領を準用する。

(様式)

平成 年 月 日

山口県消費生活センター所長 様

申込者
(使用責任者)

消費者教育・啓発用教材貸出申込書

下記の消費者教育・啓発用教材の貸し出しを申し込みます。

記

教 材 名	DVD ・ パネル ・ 委託事業プログラム ・ その他 ※○で囲む
	※分類・番号・タイトルを記入 (DVDについては、原則として3本までと限らせていただきます。)
貸 出 期 間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
使 用 目 的 (行 事 名 等)	
担 当 者 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	住 所 〒
	電 話 番 号 () -

※教材の貸出方法については、裏面をご確認ください。

※以下は教材使用後に記入し、返却時にご提出ください。返却確認日は無記入でお願い致します。

実 施 状 況

使 用 日	平成 年 月 日 ()	
使 用 会 場		
講 座	参 加 者	名 年代(才代)
	内 容	
使 用 後 の 気 付 き 感 想 ・ 改 善 点 等		
返 却 確 認 日	月 日 ()	確 認 者 印

※実施状況については、裏面にもご記入いただけます。

※使用にあたっては、裏面の留意事項を守ったうえで使用してください。

実施状況

使用日	平成 年 月 日 ()		
使用会場			
講座	参加者	名 年代(才代)	
	内容		
使用後の気付き 感想・改善点等			
返却確認日	月 日 ()	確認者	印

消費者教育・啓発用教材の貸出に関わる留意事項

● 貸出方法

- (1) 借用者が県消費生活センターから直接受け取り、直接返却を行う。
- (2) 通送を利用して受け取り及び返却を行う。
- (3) 借用者の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受け取り及び返却を行う。ただし、借用者が学校関係者(学校教育法第一条に規定する学校等)の場合、借用者の受け取りに要する運搬費用のみ県消費生活センターが負担する。

● 使用上の留意事項

- (1) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を個人的に使用してはならない。
- (3) 借用者は、消費者教育・啓発用教材を第三者に転貸してはならない。
- (4) 借用者は、消費者教育・啓発用教材の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。
- (5) 県消費生活センターは、借用者が(1)～(4)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。

消費者教育・啓発用教材分類一覧表(若年者用)

H29. 2. 28現在

分類	内 容	頁
A	D V D (消費者トラブル)	73
B	D V D (食生活)	77
C	D V D (住まい ほか)	78
D	D V D (契約・クレジット・金融・法律)	79
E	D V D (製品事故)	80
F	D V D (環境・衛生・その他)	81
H	CD-ROM(イラスト等)・書籍	82
S	その他(ゲーム等)	83
T	消費者啓発活動プログラム(地消連委託事業)	85

山口県消費生活センター
消費者教育・相談班
TEL 083-924-2421

A 消費者トラブル(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
2	悪質商法ネタばらし 【内容】ナビゲーターマギー審司が、10代・20代の若者が被害に遭いやすい4つの悪質商法の手口をマジックを披露し、紹介します。また、再現ドラマを交え、悪質商法の対処法、クーリングオフ制度などを解りやすく説明します。	東京都消費生活総合センター	30分	有	2006
5	ケータイ安全教室 【内容】小・中・高校生、教員、保護者向けの3編にわかれ、携帯電話のトラブルを紹介しています。	NTTドコモ	100分	無	2009
11	ネットのトラブル、ブルブル 【内容】インターネットの利便性と危険性についてアニメを通して解説します。今後ネット利用の高くなる中学生への啓発、教育を目的としています。 ・携帯電話編 ・ネット対応型携帯ゲーム機編 ・ネットオークション編	東京都消費生活総合センター	19分	有	2008
12	断るチカラの使い方 【内容】巧妙化する悪質商法はどのような被害者心理を利用するのかについてドラマ仕立てで解説します。 1 架空請求 2 キャッチセールス 3 マルチ商法 4 デート商法	東京都消費生活総合センター	21分	有	2009
13	『知っておこう!これだけは』 【内容】若者が消費者被害や多重債務などに陥ることを防ぐため、消費生活に関する正しい知識をアニメーションで学びます。 1 契約ってなに? 2 インターネットの落とし穴! 3 知っておこう!「クレジット」 4 「多重債務」ってなに?	宮城県消費生活センター	24分	無	2010
15	アクセスの代償～あなたの知らないネットの裏側～ 【内容】平成20年度情報セキュリティ対策DVD。誰でも簡単に利用できるインターネットの中に潜む危険についてドラマ仕立てで解説します。中学生の主人公が「メール」や「ブログ」の中に潜む「学校裏サイト」や「誹謗・中傷」、また楽しいオンラインゲームで狙われる「ID・パスワード」など、サイバー犯罪について紹介、対処法の解説もあります。	財団法人 警察協会	26分	無	2008
17	消費者セクセンを身につけよう 【内容】消費者教育における「生きる力」である「消費者セクセン」について学び、主体的な判断力、行動力、解決力を身につけることを目指します。 A: 携帯電話の落とし穴(携帯電話で無料サイトをクリックしたら、いつの間にか多額の請求が...) B: 商品を購入する時には(インターネットでは実物を見て買うことができない。どんな点に気をつけなければならないだろう...) ※消費者教育ポータルサイトで視聴可能 ※内容にそくしたパンフレット・教師用解説書、印刷用データ・PDFデータCD有り	消費者庁	22分	無	2011
18	しまった!こまった!だまされた!? 【内容】アニメーションを通じて高校生から新社会人の若者向けに、実際にありそうな事例を踏まえて、契約トラブルの回避方法や対処方法について解説しています。 ・ネットトラブル編 ・マルチ商法編	社団法人 全国消費生活相談員協会	25分	有	2010
20	もしあなたが消費者トラブルにあったら... 【内容】若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを紹介しています。 ・ネットショッピングの落とし穴 ・おしやれのリスク ・ネット話にご用心	財団法人 消費者教育支援センター	18分	無	2011
23	中学生も消費者です 契約トラブルと権利と責任を学ぶ 【内容】「買いたい物」という中学生にとって身近な消費行動を通して、消費者であることを自覚し、契約など消費の基礎知識や権利と責任について学びます。	東映株式会社教育映像部	16分	無	2012
24	ネットと上手につき合おう! ケータイトラブルから身を守る 【内容】インターネットのトラブルを防ぎ、インターネットを有効活用していくためのヒントを提供します。	東映株式会社教育映像部	23分	無	2011

A 消費者トラブル(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
26	ネット世界の歩き方 【内容】子どもたちのトラブルを防ぐ力を育むとともにインターネット世界と上手につきあうためのポイントについて解説します。(若者向け・教員・保護者向け、学習用パワーポイントスライドあり) ※神奈川県サイトで視聴可能 1 「無料着うた」のワナ 2 「無料オンラインゲーム」の落とし穴	神奈川県消費生活課	17分 18分	有	2011
27	インターネットの危ない世界 【内容】アニメーションによるインターネットトラブルの疑似体験を通して、トラブルの原因や防止策について考えます。:日本語の他、英語・中国語・ハンダ語字幕設定あり※神奈川県サイトで視聴可能	神奈川県消費生活課	45分	有	2012
30	「振り込め詐欺」 【内容】「私は許さない!～あなたの情報を求めています～」 振り込め詐欺は単劣な犯罪/犯人像は?/新たな被害を防ぐ犯人検挙のために必要な情報/情報提供する方法は?/振り込め詐欺の推移/警察からのお願い ・抵抗力強化映像集～手口を知らば見えてくる。電話先の詐欺犯人～ オレオレ詐欺/架空請求詐欺/還付金詐欺/融資保証金詐欺 警察庁監修。2枚組DVD	山口県警察本部	35分 19分	無	2011
31	考えよう、ケータイ 【内容】DVD付き指導案冊子。DVDはNHK教育テレビ放送「ケータイ社会の落とし穴」より第1話「メールと依存症」、「ブログ社会の落とし穴」より第1話「個人情報」収録。この映像教材をもとに問題提起し、子どもが主体的に考え、話し合う形式の授業プログラム。「考えよう、ケータイ」HPから資料やワークシート等がダウンロード可能。 1、人間関係編→主人公のまやは、友達から届くメールにすぐに返答しなければいけないと思いついて、中学生的な女の子。友人からの返事がなかなかこない事にいらついたり、食事の時もケータイが手放せなくなつたりして、生活のリズムが「ケータイ」中心になってしまう。 2、情報発信編→友達の勧めでブログを立ち上げた。次第に自分の日常をブログで発信することに夢中になっていく。そのありさまに好意を寄せた静夫が、彼女のブログを突き止め、そこからありさまの情報を得るようになる。ほかにもありさまのブログを見つめるもう一人の怪しい男が...	NPO法人企業教育研究会(ACE)	21分 各11分	無	2008
32	家庭・学校・みんなで考えよう、ケータイ 【内容】DVD付き指導案冊子。DVDはNHK教育テレビ「ケータイ親子の道しるべ」より第1話「わが家のルール」第2話「家族のキズナ」収録。この映像教材をもとに問題提起し、参加者同士で考え、話し合う形式の授業プログラム。「考えよう、ケータイ」HPから資料やワークシート等がダウンロード可能。 1、ルール作り編→すでに携帯電話を持つてる高校生の兄、中学生になったばかりで携帯電話が欲しい妹、父母も一緒に、ある家族が携帯電話の在り方について考える話。兄の失敗も踏まえ、両親が提案する「わが家のルール」。家族で折り合いをつけながら、わが家のルールに条件をつけて、それぞれが納得のいく日常とは。 2、コミュニケーション編→中学3年生の女の子、キャリアウーマンの母親、単身赴任の父親、3人家族の物語。女の子と母親は一緒に暮らしているが、どこかすれ違ひがみ。女の子は友人関係のトラブルで悩んでいることも母親に言えずじまい。そんな中、担任の先生が保護者に向けてクラスの状態を伝えるメルマガを配信し始めます。メルマガを読みながら担任に「学校で何か変わったことはないか?」と娘についての相談をする母親。少しずつ歩み始める親子。ドラマを通してメール・電話・対面、どの状況でどの手段が適切か、伝え方を考えていきます。	NPO法人企業教育研究会(ACE)	28分 1、13分 2、15分	無	2010
33	考えよう、ケータイ・スマートフォン 【内容】DVD付き指導案冊子。DVDはNHKエデュケーション制作オリジナルドラマ教材収録。控えめな性格の優花、恋に積極的な美咲、お姉さんの存在の舞が織りなす現実とSNSの世界のお話。 児童・生徒向けに教員や保護者・地域の方が誰でも簡単に授業・講座をしていただけるよう構成されたプログラムになっており、「考えよう、ケータイ」HPから資料やワークシート等がダウンロード可能。この教材を使用した授業・講座の内容を教員研修会などで体験できるように全国に講師を無料派遣中。	NPO法人企業教育研究会(ACE)	10分	無	2012

A 消費者トラブル(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
36	<p>なのな消費生活ものがたり アニメで見える悪質商法 こんな手口に気をつけて！</p> <p>【内容】若者が被害にあいや「エステラブル」「マルチ商法」、高齢者が被害にあいや「次々販売」「利殖商法」4つの事例をむかし話風のアニメーションで紹介！</p>	愛媛県消費生活センター	33分	無	2013
38	<p>消費者の権利と責任</p> <p>【内容】消費者の基本的権利・消費者の責任について寸劇のシナリオを使用し考えます。権利がいかにかに身近なものなのかや、責任を果たすことの重要性について学びます。</p> <p>項目別にシナリオ・指導方法・ワークシートがあります。消費者教育用い手冊子として活用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチセールス ・デート商法 ・未公開株 ・出会い系サイト 	静岡大学消費生活研究サークル	12分	無	2013
39	<p>消費生活トラブル防止</p> <p>【内容】自ら判断し行動できる自立した「賢い」消費者になるための手段を紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット普及による消費生活の変化 ・クレジットカードの仕組みと問題 ・様々な悪質商法(デート商法 マルチ商法) ・消費者トラブルにあっってしまったら(クーリングオフ 消費生活センター) 	教育図書株式会社	22分	無	2010
40	<p>インターネット×リアル より良いコミュニケーションを築いていくために</p> <p>【内容】授業・講演で使用する教材として、全10テーマ映像教材が収録されています。各テーマごとに異なる危険性・トラブルを題材として扱い、街頭インタビューとまとめを含む4～12分程度の構成です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネット×メルマガ×デマメール 2. インターネット×個人情報 3. インターネット×いじめ 4. インターネット×依存 5. インターネット×不当請求 6. インターネット×高額請求 7. インターネット×ダウンロード 8. インターネット×情報収集×情報発信 9. インターネット×ルール 10. インターネットと上手につき合う為に <p>※千葉県HPより関連資料がダウンロードできます。</p>	千葉県県民生活課	88分	有	2013
41	<p>こちら消費生活センター特相係</p> <p>【内容】3話構成「クリックは慎重に」「気づけば借金地獄」「楽に儲かるってほんまなん？」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンクリック請求、オンラインゲーム、出会い系サイト、ネットショッピング、高校生の拓磨と舞が様々なインターネットトラブルに巻き込まれ・・・ ・就職した舞はクレジットカードで買い物三昧。友達の手帳保証人にもなったことから借金の返済に追われることに・・・ ・大学生になった拓磨は、軽い気持ちで友達の手帳先へ。 ・セッターに損はしないと、能力開発ソフトウェアの購入を勧められ・・・ 	兵庫県消費生活課	43分	無	2014
45	<p>正しく使おう！インターネット 事例に学ぶ情報モラル</p> <p>【内容】近年ブログやツイッターで起こる「炎上」。なぜ炎上は起こるのか、その炎上によりどういった状況が生まれるのか、事例をもとに紹介。情報モラルチェック(Y or N)も添付。</p>	グリー株式会社		無	2014
47	<p>消費者トラブル惨英傑？ 若者向け消費者被害防止キャンペーン</p> <p>【内容】パソコンやスマホのSNSなどを介して若者を狙う悪質商法が多発！名古屋おもてなし武将隊の織田信長・豊臣秀吉・徳川家康が「若者を狙う悪質商法はゆるしま戦！」を合言葉に3つの代表的な事例とその対応策を解説。</p> <p>第1章/インターネット通販(07:31)</p> <p>第2章/ワンクリック請求(08:49)</p> <p>第3章/悪質なマルチ商法(08:57)</p>	名古屋消費生活センター	約26分	有	2014

A 消費者トラブル(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
49	NO MORE 消費者トラブル 【内容】身近な消費者トラブルについて、スチャダラパーの体験談をまじえながら紹介しています。 消費者トラブルをテーマにしたオリジナルソングです。	岡山市	約2分	無	2014
50	みんなで考えよう！中学生の消費 【内容】平成20年3月告示の学習指導要領に準拠し、中学校技術・家庭科(家庭分野)における(身近な消費生活と環境)の内容をスタジオトーク形式でわかりやすく解説した教材。解説書・ワークシート有り。 チャプター1 販売方法と支払方法(7分35秒) → 「契約」や販売・支払方法の特徴について チャプター2 適切な情報 & 適切な選択(4分55秒) → ニーズとウォンツ、消費者市民について チャプター3 マーク・表示と環境配慮(6分49秒) → ささまざまなマークや表示について チャプター4 消費者の権利と責任(5分29秒) → 8つの権利と5つの責任について チャプター5 消費者トラブルと解決法(9分19秒) → 様々な消費者トラブルの具体例について チャプター6 消費者を守るしくみと行動(11分15秒) → クーリング・オフ制度等や相談機関の紹介	広島県環境県民局消費生活課	45分	有	2016
51	知り・考える 消費者市民社会 【内容】社会という大きな視点を持って行動できる「消費者市民」になるには、日常生活でどのような点に気をつけなければならないのか、フクロウのイメージキャラクターと一緒にアニメーションでわかりやすく学習できる教材。 1章 消費と社会(約4分) 2章 消費の社会的意味(約5分) 3章 大きな力を待つ消費者の選択(約3分) 4章 消費者の権利と責任(約3分) 5章 消費者市民社会を目標して(約3分)	静岡県くらし・環境部県民生活課	約20分	無	2015
58	みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン 【内容】小中高生やその家族を通じて、携帯電話やスマートフォンでの在り方を考えるDVD。ストーリー仕立てでの世代でも見やすく分かりやすいです。DVDに関連する指導案やワークシート、配布資料等のダウンロードサイト有り。 チャプター1 学校で考えよう スマホのコミュニケーション(11分44秒) →演劇部の男女仲良し5人組は「リンク」というアプリで学校外でもつながっている。 ある日、公演のキャストに思いがけない配役が発表され、そこから少しずつ関係に亀裂が生じてしまい… チャプター2 地域で考えよう スマホ利用の危機管理(12分38秒) →学校では内気で友達のない女の子が、SNSを通じて友達を作る話。 しかし仲良くなったのもつかの間、その友達から「あなたのIDを教えてください… チャプター3 家庭で考えようスマホのルール(12分11秒) →スマホを置っただけに家族でスマホの使用時間や、利用の仕方について下げてしまい、それをきっかけに家族外の出来事が起こってしまい… ルールを決める話。しかしそのルール外の出来事が起こってしまい…	ソフトバンク株式会社	約37分	無	2016
60	「考えよう」SNSやスマホの付き合い方 【内容】中学校教職員からの現場の声をはじめ、インターネットの専門家のアドバイザーのもと制作。ご当地アイドル「RYUJIT」出演によるオリジナルストーリーでトラブルを再現、原因や解決法を学びます。指導案や板書例、ワークシート付き。データCD有り。 第1話「SNS 子ども間でのトラブル」 第2話「SNSでの情報発信と個人情報」 第3話「オンライン(ソーシャル)ゲーム・ワンクリック請求への注意」	新潟ろうきん	各10分	無	2016

B 食生活(若年者)

No	題 名	企 画 会 社	時 間	字 幕	制 作 年
4	<p>考えてみよう!! 食べ物の安全性</p> <p>【内容】食品添加物や農薬を例に、食べ物の安全性がどのように守られるかを解説し、科学の目でリスクを捉え、低減する取組みについてアニメーションで学びます。小学校高学年児童を対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物 ・食品の残留農薬 ・ADIの設定と食品安全委員会の役割 ・食品安全委員会の仕事 	内閣府 食品安全委員会	16分	無	2010
10	<p>女子サッカー部員と男子マネージャーが考えた食事戦略</p> <p>【内容】スポーツに取り組む高校生に向けて望ましい食生活を提案するとともにサプリメントやダイエットの知識など誰にとっても必要な食の情報伝えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バランス-五大栄養素とは-食事と栄養素の関係、栄養素の働き ・タイミング-何をいつ?-スポーツ選手の手先の食事と間食 ・レコード-食事の記録をつけよう-サプリメントやダイエットをどう考えるのか 	東京都消費生活総合センター	24分	有	2011
11	<p>おいしいチョコレートの実実</p> <p>【内容】世界中で愛されるチョコレート。そのチョコレートの原料であるカカオの生産国ガーナでは、どのような生活やどのような労働条件の中で、カカオの生産が行われているのか、その真実にせまります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガーナの生活(02:33) 2 カカオづくり(03:51) 3 児童労働の背景(02:06) 4 さまざまな取り組み(03:35) <ul style="list-style-type: none"> ・チョコレートクイズ(スライドショー) 	特定非営利活動法人ACE	約12分	無	2008

C 住まい ほか(若年者)

No	題 名	企 画 会 社	時 間	字 幕	制 作 年
1	<p>安全教育授業プログラム(小学校5・6年生)家の中の安全を考えよう 【内容】 将来起きる事故を予知できる超能力少女アイが家の中で起きる事故を予知し、どうすれば事故を防げるのかについて安全博士とともにドラマ仕立てで紹介します。教材CD(スライド・ワークシート)つきです。 1階段編 2お風呂編 3グリラ編</p>	株式会社LIXIL	15分	無	
2	<p>このTシャツはどこからくるの？-ファッションの裏側にある児童労働の真実- 【内容】 衣類の主な原材料コットン。コットン生産国第2位のインドでは、社会的弱者である児童を労働力としている現状があります。その原因と解決への糸口をさぐっていく内容です。 パート1 世界のコットン生産とインドでの課題 パート2 児童労働とその原因 パート3 児童労働をなくすためには(インド) パート4 コットン産業の児童労働をなくすために、私たちにできること</p>	特定非営利活動法人ACE	約13分	無	2015

D 契約・クレジット・金融・法律(若年者)

9	<p>まさにとめぐみのおこづかいを考えよう 【内容】「おこづかいで物を購入する」という子供たちの日常生活を描くことで、正しい金銭感覚を身につけることを目的としています。※授業プラン付き</p>	全国消費生活相談員協会	16分	無	2010
13	<p>金融教育サポートプログラム 大人社会へのパスポート 【内容】身近なマネートラブル(契約の知識、クレジットカード、悪質詐欺商法、ライフプラン)について学びます。</p>	ろうきん	20分	無	2011
16	<p>みえる?みえない?みえてきた! 契約・クレジット・消費者トラブルのコト 【内容】1 若者の消費者トラブル(若者の消費者トラブルの種類や特徴を解説) 2 契約ってなに? («契約とは何か」「契約はいつ成立するのか」など契約についての基礎知識を解説) 3 クレジットってなに? 4 ネットショッピングの落とし穴 (返品制度について) 5 マルチ商法 6 消費者の味方!!(マルチ商法の事例に沿って、三重県消費生活センターの対応の紹介)</p>	三重県消費生活センター	19分	無	2013
17	<p>見てわかる!金融教育～授業の進め方 【内容】金融教育の実践事例を映像で紹介しています。「金融教育とは」、「研究校とは」との疑問にも答えています。 ・カレー作りゲーム・ 私の命を育んだお金はいくら? ・会社をつくらう ・悪質商法にひっつかからないで! ・子どもたちの商店街 ・金融教育とは ・研究校とは</p>	知るぽると 金融広報中央委員会	64分	無	2011
20	<p>ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話 【内容】1. 「まる子、お金の大切さに気付く」の巻・・・ほしいものを買うためここのようにお金を得るか 2. 「計画立ててお金を使おう!」の巻・・・近所の方の突然のけががきっかけ 3. 「まる子、まさかの時のために」の巻・・・保険のお仕事をする人との会話から</p>	生命保険協会	37分	無	2014
23	<p>「御金大事」と考えよう! 買い物とくらし 【内容】物やお金の大切さを伝えるキャラクター御金大事が、物や金銭の大切さやより良い使い方を楽しくわかりやすく伝えます。ワークシート付き。 チャプター1 物やお金の使い方(5分1秒)→物や金銭の大切さに気づき、その使い方に関心を持つ チャプター2 物の選び方(4分13秒)→物や金銭の計画的な使い方を考えたり、工夫したりする チャプター3 計画的な買い物物のしかたって?(6分43秒) →購入希望品の品質や価格等を適切に判断し、購入後の使い道等も考える チャプター4 なに見て選ぶ?(7分16秒)→購入する際の判断目安となるマークや表示を理解する チャプター5 買い物物が世界を変える!?(6分37秒)→買い物物が社会や世界とつながる事を理解する チャプター6 御金大事の買い物達人への旅!(8分45秒)→これまでの内容のおさらい</p>	広島県 環境県民局 消費生活課	約39分	有	2014

E 製品事故(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
4	<p>「くらしの中の身近な製品事故」小学校高学年向け 【内容】 これまで実際に発生した身近な製品に関する事故を紹介したDVDです。各テーマごとに製品事故にいたる過程、事故再現実験、注意事項という流れで構成されています。 ハンドブックでは、製品事故の解説と注意ポイントをはじめ、その他の事故、子どもと製品事故について話し合うためのヒント、実際に事故が発生した際の注意点を記述しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスこんろの事故 ・石油ストーブの事故 ・電子レンジの事故 ・配線の事故(たこ足配線・電源プラグ) ・電池の事故 	製品評価技術基盤機構(nite)	20分	無	2011
8	<p>製品安全教育DVD 「くらしの中の身近な製品事故」中学生以上対象 【内容】 ドラマ仕立ての内容で、製品事故について具体例を交えてわかりやすく紹介しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スプレー缶の事故(破裂・爆発してやけど) 2 燃焼器具の事故(換気不足で一酸化炭素中毒) 3 ヘアドライヤーの事故(コードから出火) 4 低温やけど事故(ノートパソコンや携帯電話でも発生) 5 IHコンロの事故(火を使わなくても発火) 	製品評価技術基盤機構(nite)	18分	無	2013

F 環境・衛生・その他(若年者)

No	題名	企画会社	時間	字幕	制作年
6	<p>ピオレママの手あらいの時間</p> <p>【内容】CMでおなじみ、ピオレママと子どもたちが、研究員の先生と手あらいについて、やりとりをしながら、以下の内容を楽しく学びます。授業教材CD-ROM付き。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんな時に手をあらうの？ ・手をあらわないとどうなるの？ → 手あらいは大切！！ ・正しい手あらいの6つのポーズ ・あわあわ手あらいのうた 	花王株式会社	7分弱	無	
7	<p>環境のことを考えた快適なくらし</p> <p>【内容】岡山県の中学校技術・家庭科研究会の先生方と開発を行い、学習指導要領及び教科の単元に即して作成されました。指導書、ワークシートやスライド教材、映像教材付きです。</p> <p>衣生活・住生活と自立-「衣服の選択と手入れ」</p> <p>プログラム1 なせ洗剤を使うの？ プログラム2 環境に配慮した洗濯に取り組みよう</p> <p>身近な消費生活と環境</p> <p>プログラム3 ごみを減らそう プログラム4 節電をしよう プログラム5 節水をしよう</p>	花王株式会社		無	2013

H CD-ROM(イラスト等)若年者

No	題名	企画会社	内容	制作年
6	5 A DAY 食育プログラムCD 【内容】小学生の子供がゲームやクイズを通して果物と野菜の栄養学的要素を楽しみながら自然に学習していけるマルチメディア教材です。	ファイブ・ア・デイ協会	食育	2003
7	5 A DAY アドベンチャー 【内容】野菜や果物の重要性、バランス良い食事の大切さなど、児童に楽しみながら習得してもらうことを目的に開発した食の教育プログラム。	ファイブ・ア・デイ協会	食育	2004
8	考えてみよう これからのくらしとお金 【内容】テキスト・授業ガイド・板書計画・ワークシート等データ、MP3のWebテキストで視聴可能な音声アナウンスあり ※テキスト・授業ガイド冊子あり。映像なし	東京学芸大学・みずほフィナンシャルグループ 金融教育共同研究プロジェクト	金融教育	2011
9	消費生活教材 中学生向け 【内容】本教材は、中学校の技術・家庭科などで活用できる映像や画像を取り入れた消費生活教材です。川崎市内の企業マイスター、農産物「かわさきそだち」などを紹介します。 ・食生活と自立・衣生活・住生活と自立・身近な消費生活と環境・これからの消費生活 ・資料集	川崎市消費者行政センター	消費生活教材	2013
10	消費生活イラスト・カット集 【内容】消費者被害を防ぎ消費者の自立を支援するために、各種広報資料等で活用可能なツール。	神奈川県消費生活課	イラスト・カット集	2013
11	子どもたちにしあわせを運ぶチヨコレート～世界から児童労働をなくす方法 【内容】カカオの原産国ガーナが抱える「児童労働」の問題と、その解決に向けたの取り組みについて紹介します。	認定NPO法人ACE事務局長 白木朋子	書籍	2015

S その他(ゲーム等)

分類	No	題名	内容	制作者	制作年度
S	1	ライフサイクルゲームII～生涯設計のススメ～	スゴロク形式のボードゲームで、人生の様々なリスクとそれらに対応する必要な知識や備えなど、消費者知識を学ぶ(3人～5人)	第一生命(株)	2012

ゲームを始めるにあたって

スタート

20代 社会人としての自立の時期

就職

スクリーン上にスタート地点を決定し、サイコロを振り始める。

20代の給料

サイコロを振り、出た数字に応じてサイコロを動かす。

- 1: 500円
- 2: 1,000円
- 3: 1,500円
- 4: 2,000円
- 5: 2,500円
- 6: 3,000円

サイコロの出た数字に応じて、サイコロを動かす。

30代 結婚

お祝い金、結婚費用など、200万円をもらおう。

ボーナスチャナンス

ボーナスチャナンスカードのサイコロに書かれた数字をサイコロの出た数字と一致させると、ボーナスチャナンスカードの効果を受ける。

生命保険加入

生命保険に加入できる。加入する場合は、保険料100万円を支払う。

子ども誕生

お祝い金100万円をもらおう。

ボーナスチャナンス

ボーナスチャナンスカードのサイコロに書かれた数字をサイコロの出た数字と一致させると、ボーナスチャナンスカードの効果を受ける。

40代 充実感いっぱい！の時期

住宅購入

お祝い金100万円をもらおう。

生命保険加入

生命保険に加入できる。加入する場合は、保険料100万円を支払う。

ボーナスチャナンス

ボーナスチャナンスカードのサイコロに書かれた数字をサイコロの出た数字と一致させると、ボーナスチャナンスカードの効果を受ける。

50代 ゆどりの老後に備える時期

アクションカード置き場

アクションカードをここに置く。

ボーナスチャナンス

ボーナスチャナンスカードのサイコロに書かれた数字をサイコロの出た数字と一致させると、ボーナスチャナンスカードの効果を受ける。

60代 セカンドライフを楽しむ時期

住宅ローン

住宅ローンを申し込む。返済額は毎月1,500円を支払う。

年金

年金をもらう。毎月1,000円をもらう。

ゴール

高収入で老後の生活を楽しむ。

S その他(ゲーム等)

分類	No	題名	内容	制作者	制作年度
S	2	消費者アクションゲーム	<p>さまざまな形式のボードゲームで、インターネット関連の消費者トラブルや高齢者を狙った詐欺の事例を扱い、その解決や対策に向けた取組・行動をを楽しみながら学べる教材です(3人~5人)</p>	消費者教育支援センター	2015



Ⅰ 消費者啓発活動プログラム(若年者)

番号	プログラム名	使用手法	作成消費者団体名
T25-18	食品期限表示クイズ	紙パネル	光市消費者の会
T26-1	スマホを上手に使う為に	パワーポイント	下関市消費者の会
T26-2	サイバー犯罪に気をつけよう!	紙パネル	きくがわ消費者の会
T26-4	台所は危険がいっぱい!	模造紙パネル	宇部市消費者の会
T26-5	おしゃれのリスクについて考えよう	人形劇	山陽小野田消費者の会 小野田支部
T26-10	身近な製品の危険を知って安全に暮らそう	模造紙パネル	小郡消費者団体連絡協議会
T26-12	消費者として知ること!!	かるた	阿武町消費者団体連絡協議会
T26-14	「契約(約束を守ろう)」について	パネル	下松消費者連絡会
T26-15	できるかな?	紙パネル	光市消費者の会
T26-19	支払方法の特性を学ぼう	ワークシート	柳井市消費生活研究会
T26-20	身近な消費者問題に目を向けよう (詐欺は身近に潜んでる)	紙芝居	周防大島町消費者連絡会
T27-1	「できるかな?」	紙芝居	下関広域
T27-2	よいこちゃんの1日	紙芝居	宇部 山陽小野田広域
T27-3	守ろうよ、ルールー。 子供も大人も	パネル	山口・防府広域
T27-6	3Rって知ってる?	ペープサート	周南広域(光)

消費者啓発出前講座の講師派遣について

県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は別添「講師派遣申請書」により、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請は講座の1カ月前までにお願いします。

なお、「講師派遣申請書」は県消費生活センターホームページからダウンロードできます。

【講座内容】

契約の基礎知識、消費生活相談事例、クーリング・オフ制度等

【時間】

1時間程度

【講師】

消費生活センター職員、消費生活相談員

【申込み先】

申し込みは、郵送、FAX又はメールにてお願いします。

- 郵送先：〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県消費生活センター消費者教育・相談班宛

- FAX：(083) 923-3407

- メール：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

消費生活相談のデータや相談事例を授業に活用しませんか？
派遣は無料です。是非御利用ください。



山口県消費生活センター所長 様

申請者名 _____

講 師 派 遣 申 請 書 (学校用)

下記により、消費者教育啓発講座（研修）を実施したいので、講師を派遣されるようお願いします。

記

開催年月日	平成 年 月 日 ()
開催時間	時 分 から 時 分 まで
開催場所	所在地： 施設名：
対象人員	生徒数 人 教職員 人 計 人
視聴覚機器の有無	プロジェクター 有 無 (持込 可 不可) パソコン 有 無 (持込 可 不可) スクリーン 有 無 (持込 可 不可) DVD プレーヤー 有 無 (持込 可 不可)
学校名 担当教師名	(TEL)
講座希望内容	

※ 視聴覚機器の有無は、開催場所で使用できるものについて、印を付けてください。

消費者教育施設 「まなべる」への 交通手段	自家用車 マイクロバス その他 ()
-----------------------------	-------------------------------

※ 開催場所が「まなべる」の場合は、ご記入ください。

消費生活相談窓口一覧

消費生活センターでは、商品を購入したりサービスを利用したりするときに起こる販売方法、契約内容、多重債務、品質のトラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言・あっせん等を行っています。

また、消費者啓発講座や教材の貸出を行っている消費生活センターもありますので、消費者教育授業に御活用ください。

H29. 2. 28 現在

相談窓口	自治体名	電話番号	所在地
下関市消費生活センター	下関市	083-231-1270	下関市役所新館内
宇部市消費生活センター	宇部市	0836-34-8157	宇部市役所内
山口市消費生活センター	山口市	083-934-7171	山口市役所内
萩市消費生活センター	萩市	0838-25-0999	萩市役所内
防府市消費生活センター	防府市	0835-25-2129	防府市役所内
下松市消費生活センター	下松市	0833-44-0999	下松市役所内
岩国市消費生活センター	岩国市	0827-22-1157	岩国市役所内
光市消費生活センター	光市	0833-72-5511	光市役所内
長門市消費生活センター	長門市	0837-23-1115	長門市役所内
柳井地区広域消費生活センター	柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	0820-22-2125	柳井市役所内
美祢市消費生活センター	美祢市	0837-52-3455	美祢市役所内
周南市消費生活センター	周南市	0834-22-8321	周南市役所内
山陽小野田市消費生活センター	山陽小野田市	0836-82-1139	山陽小野田市役所内
和木町企画総務課	和木町	0827-52-2136	和木町役場内
阿武町経済課	阿武町	08388-2-3114	阿武町役場内
山口県消費生活センター	山口県	083-924-0999	山口県庁厚生棟 2 階

山口県消費生活センター
(山口県環境生活部県民生活課内)
〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号 山口県庁厚生棟2階
TEL: 083-924-2421 (消費者教育)
: 083-924-0999 (相談)
FAX: 083-923-3407

